

『特別支援教育を推進するための

制度の在り方について（中間報告）』に対する意見書

全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会
会長 岩谷 力

岩谷 力 （男）58歳

全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会会長
（東京都世田谷区立駒沢小学校長）

東京都世田谷区2 - 10 - 6

東京都世田谷区立駒沢小学校

TEL：03 - 3424 - 0855

1. はじめに

全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会（全難言協）は、子どもたち一人一人をかけがえのない存在として尊重しながら、豊かな人格の形成をめざして、我が国の難聴・言語障害教育の充実・発展に尽くしてまいりました。私たちが掲げてきた「子どもが必要なときに、身近な場所で、適切な質の高い教育を、自由意志で受けられる教育」という理念は、まさに特別支援教育の理念と変わらないものであると考えます。それゆえ、これから特別支援教育への転換が図られていく上で、これまでの「通級による指導」を中心とした難聴・言語障害教育の成果と課題を踏まえることは、特別支援教育の充実・発展のために重要であると考えます。

今回の「中間報告」について、本会と深く関わる部分に関して意見を申し述べます。

2. 「通級による指導」の現状と課題について

「第1章 障害のある児童生徒等に対する教育の現状と課題」において、通級による指導を受けている者が増加しているという現状が書かれていますが、課題についての記述がありません。私たちは、これまでの「通級による指導」の発展したところに特別支援教育があるととらえています。それだけに、「通級による指導」の課題についての検討が重要であると考えています。そこで、全難言協がとらえている課題について説明いたします。

私たち全難言協が捉えている「通級による指導」現状の課題は次の通りです。

通級指導教室の設置状況の都道府県における格差が大きい。
担当者が少ない。複数配置が進まない。
教室設置に伴う予算措置が不十分である。
幼児や中学生の指導の場が足りない。

通級指導教室の設置状況の都道府県における格差が大きい。

平成16年度の全難言協が実施した「全国基本調査」（47都道府県研究組織体事務局ごと：回収率100%）によると、全国では、難聴・言語障害教育担当者のうち、通級指導教室の担当者が全体の約7割となっております。しかし都道府県別に見ていくと、まだその割合が半分（約5割）以下の自治体が11もあるのが実態です。この格差を是正していく必要があると考えます。

担当者が少ない。複数配置が進まない。

担当している教員数は、全国基本調査では、担当者一人の通級指導教室が58.7%を占めています（難言特殊学級では84.2%）。そのため、児童・生徒に対して必要な指導時間を確保できない状況や、業務が十分に果たせない場合が出てきています。なかでも、他の教育機関がないためにLDやADHD、高機能自閉症等、軽度の発達障害のある児童・生徒の指導を行い、難聴や言語障害を含む地域の障害児教育のセンター的役

割を果たしている教室では、多様な課題を持つ子どもの相談に応じていくためにも、研修やケース会議が不可欠になっています。しかし、それも担当者が一人のため不可能な状況があります。

また、通級指導を受けている児童・生徒の数は年々増えているため、基準以上の児童・生徒を抱えている教員も少なくありません。その上、昨年度より実施された完全学校週5日制に伴い、指導可能な日や時間が減少しており、安定した指導を行うことは難しい状況になっています。

教室設置に伴う予算措置が不十分である。

通級指導教室は学級ではないために、予算措置の根拠がありません。地域によっては、予算措置が不十分な実態もあり、大きな地域格差が生じています。

幼児や中学生の指導の場が足りない。

早期発見・早期指導は、あらゆる障害において大きな効果が認められています。特に難聴・言語障害教育においては、言語が著しく発達する幼児期における相談・指導が大きな効果をもたらします。しかしながら、難聴や言語障害のある子どもたちの幼児期における教育制度はまだ十分に整備されておられません。

また、難聴や言語障害のある子どもたちのなかには、中学校へ進学後も指導や相談を必要とする場合があります。また、思春期という発達段階に応じて新たに指導が必要になることもあります。しかしながら、中学の設置校は非常に少ないのが現状です。

3. 「通級による指導」の今後について

こうした課題があるなか、「第4章 小・中学校における制度的見直しについて」のなかの「3. 特殊学級等の見直し」の「イ. 通級による指導の見直し」に関連して意見を申し述べます。

特別支援教育に転換される中で通級指導教室はどのような位置づけになっていくのか、具体的にモデルを例示すること。
弾力的な運用については、人的・物的な措置が伴うなかで行われること。
弾力的な運用のモデルを例示すること。
特に、巡回による指導について、モデルを例示すること。
通級による指導を含めた特別支援教育担当者の専門性の確保を図ること。

特別支援教育に転換される中で通級指導教室はどのような位置づけになっていくのか、具体的にモデルを例示すること。

特別支援教室の構想が目指すところは、全難言協が目指してきた「子どもたちが必要なときに、身近なところで、適切な質の高い教育を、負担がかからずに、自由意志で受けられる教育」と合致していると考えます。それだけに、これまで特別支援教室の役割を担ってきた通級指導教室が、今後どのような位置付けとなり、どのような役割を果たしていくことになるのかについて、具体的なモデルの例示をお願いいたします。通級指導教室は、特別支援教室へと移行していくのでしょうか。

また、LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒への対応が大きく取り上げられており、これまでの対象だった難聴・言語障害の児童生徒への指導や支援についても、これからの対応は軽視されるのではないかという不安が、多くの通級指導教室担当者から出されています。これまでの実績を踏まえ、特別支援教室での指導はどうあるべきなのかについてご提示いただきたいと思ひます。

弾力的な運用については、人的・物的な措置が伴うなかで行われること。

次に、指導時間数の制限の緩和や対象児となる障害の種類にLD・ADHDを加えることを含め、弾力的な運用が可能となる方向で見直しを行う必要があることについてです。

前述した「通級による指導」の現状にあるように、現在でも他の教育機関がないためにLDやADHD、高機能自閉症等、軽度の発達障害のある児童・生徒の指導を行い、難聴や言語障害を含む地域の障害児教育のセンター的役割を果たしている教室もあります。また、一人の担当者が基準を越える人数や指導時間数を抱えているケースも多くあります。

今後、時間数の制限の緩和や対象児の増加が図られていくことを考えると、そこに人的・物的な裏付けが無い限り、その対応は不十分になると思ひれます。特に、前述した課題のところでも申し述べたとおり、教員の配置と予算措置について提言していただきたいと思ひます。特に、教員の複数配置のための基準となる数値についても提示していただきたいと思ひます。

弾力的な運用のモデルを例示すること。

この「弾力的な運用」については、「第4章 小・中学校における制度的見直しについて」の「2.LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒に対する指導及び支援の必要性」のところでも述べられているとおり、私たちも「特別の教育課程を編成して指導することが適当な者の範囲・要件や、その具体的な指導内容・方法についても併せて検討する必要がある」と考えます。具体的なモデルの例示をお願いいたします。

さらに、これまでも、自校通級だけでなく他校通級や聾学校への通級が行われてきました。今後、特殊学級担当教員の活用が促進される際の形態について、具体的なモデルの例示をお願いいたします。

特に、巡回による指導について、モデルを例示すること。

前述した「多様な形態」のモデルと関連して、特に「巡回による指導」についての検討(「授業時間の調整、指導に当たる教員の身分、円滑な実施を確保するための仕組み 等)を一層進めていただきたいと思います。

通級による指導を含めた特別支援教育担当者の専門性の確保を図ること。

これは「第5章 教員免許制度の見直しについて」と関連しての意見になります。

全難言協では、「難言教育の専門性」について検討を重ねて、「通級による指導」の専門性確保のための免許制度の新設について話し合ってきています。通級による指導も含め、特別支援教育に携わる教員の専門性の確保のためにも、免許制度の見直しについて検討をお願いいたします。

また、専門性の確保のためには、担当者の研修は欠かせません。しかし現状では、難聴・言語障害教育を担当するに当たって事前の専門的研修を受けた担当教員は少なく、研修を受ける機会にも恵まれていません。全難言協では、独立行政法人国立特殊教育総合研究所との共催で、平成5年度より「はじめのいっぽ」と名付けた夏期全国初任者研修会を行っています。しかし、全国からの受講希望者が多く、すべてを受け入れられないという現状もあります。これらの現状を考えると、各地域で公的にこのような研修の場が設けられることが望ましいと考えます。こうした研修の在り方についてもご提言をお願いいたします。

4．特別支援教育コーディネーターについて

今年度全難言協が実施した「全国基本調査」(47都道府県研究組織体事務局ごと：回収率100%)によると、全国の難聴・言語障害教育担当者が抱く心配や不安の一つに、「特別支援教育コーディネーター」が挙げられています。

私たち難聴・言語障害教育担当者は、これまでも保護者や通常学級の担任からの教育相談に対応していくために、コーディネーターとしての役割を果たしてきました。そのなかで、障害に対する専門的知識はもとよりカウンセリングマインドをもとにした関係諸機関とのコンサルテーション能力の重要性を痛感してきています。これまで実践してきたこの教育相談の役割と同様のことを「特別支援教育コーディネーター」が担当していくことになると考えておりますが、それには高い専門性が必要になります。

「特別支援教育コーディネーター」には、どのような資質・専門性が必要で、具体的にどのような役割を果たすのか、さらには、どのような人材を当てていこうと考えているのか提示していただきたいと思います。また、その専門性を確保するための研修の在り方について、さらなる充実をお願いいたします。

「第6章 関連する諸課題について」のなかで「特別支援教育コーディネーター」について述べられているとおり、「校務分掌に明確に位置付けられ」「可能な限りコーディネーターとしての校務に専念できるよう」になることと共に、「研修等を通じた人材養成」

の推進を願っております。

5．おわりに

私たち全難言協は、特別支援教育の理念に共感し、特殊教育の現場においては「通級による指導」が、その理念を具体的に実践してきていると考えています。それだけに、今後の特別支援教育への転換に期待するところが大です。しかしながら「通級による指導」の抱える課題も現存しています。その解決が図られないなかでは、特別支援教育においても同様の課題を抱えていくことになるのではないかと心配しているところです。

特に、今回の「弾力的な運用」や「巡回による指導」については、具体的なモデルが示されないと検討していくことも難しいと考えます。その点について、さらなるご検討をお願いいたします。